令和２年１２月９日

町　議　会　議　案

第　４　回
（定　例）

鹿　追　町

議　案　目　次

議案番号	件名	議決内容
83	鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定について	
84	鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	
85	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
86	鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について	
87	鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
88	鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
89	鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
90	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
91	鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定について	
92	令和２年度鹿追町一般会計補正予算（第９号）について	
93	令和２年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	
94	令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）について	
95	令和２年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第３号）について	
96	令和２年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第３号）について	
97	令和２年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第４号）について	
98	令和２年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	
99	鹿追町道路線の廃止について	
100	鹿追町道路線の認定について	
101	鹿追町道路線の認定について	
102	十勝圏複合事務組合規約の変更について	

議案第 ８３ 号

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定について

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例

（設置）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響により、鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給規則（令和２年規則第１８号）に基づく融資を受けた事業者に対する利子等補給の財源に充てるため、鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

（処分）

第３条　基金は、第１条に規定する事業の財源に充てる場合に限り予算に計上し、その全部又は一部を処分することができる。

（準用）

第４条　基金の管理、運用益金の処理及び繰替運用等は、鹿追町財政調整基金条例（昭和４０年条例第１１号）の規定を準用する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。

議案第 ８４ 号

鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町課設置条例の一部を改正する条例

鹿追町課設置条例（平成１８年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「企画財政課」を「企画課」に、「福祉課」を「保健福祉課、子育て支援課」に改め、「子育てスマイル課」を削る。

第２条を次のように改める。

（課の事務分掌）

第２条　課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)　職員の人事及び給与に関する事項
(2)　議会及び町の行政一般に関する事項
(3)　儀式、褒章及び表彰に関する事項
(4)　選挙に関する事項
(5)　電算業務に関する事項
(6)　出納に関する事項
(7)　歳入歳出決算に関する事項
(8)　予算、財政及び経理に関する事項
(9)　行財政改革に関する事項
(10)　工事等事業の内容審査、業者指名、入札、契約に関する事項
(11)　財産の記録及び管理に関する事項
(12)　他の課に属さない事項

企画課

(1)　政策の立案及び総合調整に関する事項
(2)　総合計画の立案調整に関する事項
(3)　過疎対策に関する事項

(4)　統計調査に関する事項
(5)　町民の請願、陳情の相談処理に関する事項
(6)　国際交流及び市町村交流に関する事項
(7)　広報及び広聴に関する事項
(8)　地方創生に関する事項
(9)　商工観光課との業務連携に関する事項

町民課

(1)　税に関する事項
(2)　税外収入に関する事項
(3)　地籍に関する事項
(4)　防災交通安全に関する事項
(5)　生活環境に関する事項
(6)　国民年金に関する事項
(7)　戸籍及び住民登録に関する事項
(8)　諸証明に関する事項
(9)　総合窓口業務に関する事項

保健福祉課

(1)　社会福祉に関する事項
(2)　保健衛生に関する事項
(3)　高齢福祉に関する事項
(4)　トリムセンターに関する事項
(5)　地域医療に関する事項
(6)　介護保険に関する事項
(7)　国民健康保険及び老人保健に関する事項

子育て支援課

(1)　認定こども園に関する事項
(2)　地域保育所に関する事項
(3)　学童保育所に関する事項
(4)　子育て支援に関する事項
(5)　発達支援に関する事項

農業振興課

(1)　農業に関する事項
(2)　畜産に関する事項
(3)　土地改良に関する事項
(4)　ワーキングセンターに関する事項
(5)　林政及び町有林に関する事項
(6)　環境保全センターに関する事項

商工観光課

(1)　商業及び工業に関する事項

(2)　観光に関する事項

(3)　国立公園に関する事項

(4)　労働に関する事項

(5)　陶芸業務に関する事項

(6)　企画課との業務連携に関する事項

建設水道課

(1)　土木に関する事項

(2)　建築に関する事項

(3)　道路維持に関する事項

(4)　町有バスの運行管理に関する事項

(5)　上下水道に関する事項

(6)　公営住宅に関する事項

(7)　公園管理に関する事項

(8)　花の普及に関する事項

第５条第１項中「ジオパーク推進室」を「ジオパーク推進課」に改め、同条第２項中「ジオパーク推進室」を「ジオパーク推進課」に改め、同項に次の１号を加える。

(4)　瓜幕支所との業務連携に関する事項

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第　８５　号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例（平成２０年条例第１４号）の一部を次のように改める。

第２３条第１項第１号中「３３０，０００円」を「４３０，０００円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５０，０００円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６００，０００円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１，１００，０００円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給

与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３０，０００円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同項第２号及び第３号中「３３０，０００円」を「４３０，０００円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３０，０００円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第５項中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。）」」を「とする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第　８６　号

鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例

鹿追町収入証紙条例（平成１６年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中、「１５円、３０円、４５円、６０円、９０円、１００円、１２０円、２１０円、３１０円の９種類」を「１００円、１５０円、１８０円、２１０円、３００円、３１０円、４５０円、６００円、９００円、１，２００円の１０種類」に改める。

附　則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議案第　８７　号

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１６年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第15条関係）

手数料の種類	取扱区分				金額
ごみ処理手数料	家庭系一般廃棄物	燃やすごみ、燃やさないごみ	指定ごみ袋１０枚	１０リットル袋（２．５kg/枚）	３００円
				２０リットル袋（５．０kg/枚）	６００円
				３０リットル袋（７．５kg/枚）	９００円
				４５リットル袋（１０．０kg/枚）	１，２００円
		大型ごみ	指定シール１枚	小型（縦、横、高さが概ね５０センチメートル未満）	１００円
				中型（縦、横、高さが概ね１５０センチメートル未満）	２１０円

				大型（縦、横、高さが概ね１５０センチメートル以上）	３１０円
		庭木用	結束紐３本	１００センチメートル/本	１８０円
	家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物	生ごみ	指定ごみ袋１０枚	５リットル袋（２．５kg/枚）	１５０円
				１０リットル袋（５．０kg/枚）	３００円
				１５リットル袋（７．５kg/枚）	４５０円
				４５リットル袋（２０．０kg/枚）	１，２００円
	事業系一般廃棄物	燃やすごみ、燃やさないごみ	－	１０キログラム	２５０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。ただし、別表第１事業系一般廃棄物の款中「燃やすごみ、燃やさないごみ」の規定は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第１直接搬入ごみの規定は、令和３年３月３１日までの間については、なお従前の例による。

議案第　８８　号

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第４号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者」に改める。

第１０条第３項中に次の１号を加える。

（１０）５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　８９　号

鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年３月６日条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「３月」を「１月」に改める。

附則第４項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

４　当分の間、第５条第1項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附　則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議案第　９０　号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成１２年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「納付義務者」を「法第１３２条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下、「保険料の納付義務者」という。）」に改める。

第１３条第１項中「法第１３２条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）」を「保険料の納付義務者」に、「その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、」を「その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が２，０００円以上（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金に１００円未満の端数が生じたとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。

附則第６条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第６条　当分の間、第１３条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては、その年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例

基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附　則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議案第　９１　号

鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定について

鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例

鹿追町歯科医院設置条例（昭和５２年条例第３３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和２年１２月１８日から施行する。

議案第　９２　号

令和２年度鹿追町一般会計補正予算（第９号）

令和２年度鹿追町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１８３，２４２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　８，８５４，２０１千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為することができる事項、期間及び限度額は、「第３表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 使用料及び手数料		631,685	△2,565	629,120
	1. 使用料	612,802	△2,565	610,237
14. 国庫支出金		1,385,554	8,802	1,394,356
	1. 国庫負担金	157,281	487	157,768
	2. 国庫補助金	1,157,861	11,289	1,169,150
	3. 委託金	70,412	△2,974	67,438
15. 道支出金		350,364	723	351,087
	1. 道負担金	94,363	△17	94,346
	2. 道補助金	240,708	740	241,448
16. 財産収入		73,696	△492	73,204
	2. 財産売払収入	19,012	△492	18,520
17. 寄附金		122,212	1,199	123,411
	1. 寄附金	122,212	1,199	123,411
19. 繰越金		40,000	167,075	207,075
	1. 繰越金	40,000	167,075	207,075
21. 町債		595,569	8,500	604,069
	1. 町債	595,569	8,500	604,069
歳　入　合　計		8,670,959	183,242	8,854,201

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,047,660	34,059	3,081,719
	1. 総務管理費	3,025,507	33,688	3,059,195
	2. 徴税費	6,512	350	6,862
	3. 戸籍住民登録費	8,400	21	8,421
3. 民生費		680,933	△10,449	670,484
	1. 社会福祉費	529,257	△9,866	519,391
	2. 児童福祉費	151,476	△583	150,893
4. 衛生費		465,931	8,649	474,580
	1. 保健衛生費	408,239	8,649	416,888
5. 農林費		1,282,233	977	1,283,210
	1. 農業費	1,261,884	977	1,262,861
6. 商工費		212,318	700	213,018
	1. 商工費	212,318	700	213,018
7. 土木費		432,233	△18,080	414,153
	1. 道路橋りょう費	262,073	△15,822	246,251
	2. 河川費	70,196	△2,258	67,938
9. 教育費		729,696	4,186	733,882
	1. 教育総務費	249,701	△2,486	247,215
	2. 小学校費	162,738	2,000	164,738
	3. 中学校費	45,765	4,222	49,987
	4. 社会教育費	215,553	450	216,003
11. 諸支出金		624,472	163,200	787,672
	1. 基金費	624,472	163,200	787,672
歳　出　合　計		8,670,959	183,242	8,854,201

第　２　表

継　　続　　費　　補　　正

（変　更）

款	項	事　業　名	補　　正　　前			補　　正　　後		
			総　　額	年　　度	年　割　額	総　　額	年　　度	年　割　額
			千円		千円	千円		千円
７ 土木費	２ 河川費	然別演習場障害防止対策事業(場内砂防工)	１９７，０１０	令和２年度	３５，８２０	１８１，６０７	令和２年度	３４，６５０
				令和３年度	１６１，１９０		令和３年度	１４６，９５７

第　３　表

債　　務　　負　　担　　行　　為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給	自　令和　３　年度 至　令和１５年度	１６，６９１千円以内

第　４　表

地　方　債　の　補　正

（変　更）

起　債　の　目　的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方　法	利　　率	償還の方法	限度額	起債の方　法	利　率	償還の方　法
過疎対策事業	千円以内 407,300	普通貸借又は証券発行	2.0％以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 415,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
13.使用料及び手数料	631,685	△2,565	629,120
14.国庫支出金	1,385,554	8,802	1,394,356
15.道支出金	350,364	723	351,087
16.財産収入	73,696	△492	73,204
17.寄附金	122,212	1,199	123,411
19.繰越金	40,000	167,075	207,075
21.町債	595,569	8,500	604,069
歳　入　合　計	8,670,959	183,242	8,854,201

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,047,660	34,059	3,081,719	14,194	8,000	△900	12,765
3. 民生費	680,933	△10,449	670,484	470			△10,919
4. 衛生費	465,931	8,649	474,580	6,000			2,649
5. 農林費	1,282,233	977	1,283,210				977
6. 商工費	212,318	700	213,018				700
7. 土木費	432,233	△18,080	414,153	△13,352	500		△5,228
9. 教育費	729,696	4,186	733,882	2,213		△2,157	4,130
11. 諸支出金	624,472	163,200	787,672			1,199	162,001
歳　出　合　計	8,670,959	183,242	8,854,201	9,525	8,500	△1,858	167,075

２．歳　入　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
款13. 使用料及び手数料	631,685	△ 2,565	629,120			
項 1. 使用料	612,802	△ 2,565	610,237			
目 1. 総務使用料	3,240	△ 900	2,340			
				1. 総務管理使用料	△ 900	ライディングパーク使用料 △900
目 7. 教育使用料	17,383	△ 1,665	15,718			
				2. 社会教育使用料	△ 1,165	神田日勝記念美術館入場料 △1,165
				3. 保健体育使用料	△ 500	健康温水プールしかおい使用料 △500
款14. 国庫支出金	1,385,554	8,802	1,394,356			
項 1. 国庫負担金	157,281	487	157,768			
目 1. 民生費国庫負担金	156,201	487	156,688			
				2. 児童福祉費負担金	487	子どものための教育・保育給付費負担金 487
項 2. 国庫補助金	1,157,861	11,289	1,169,150			
目 1. 総務費国庫補助金	916,721	13,454	930,175			
				1. 総務管理費補助金	13,454	総務管理費補助金 13,454 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金(17,300) 特別定額給付金給付事業補助金(200) 特別定額給付金給付事務費補助金(△4,046)

目 3. 衛生費国庫補助金	36,120	6,000	42,120			
				1. 保健衛生費補助金	6,000	特定防衛施設周辺整備調整交付金 6,000 葬斎場改修事業
目 4. 土木費国庫補助金	111,988	△ 10,378	101,610			
				1. 道路橋りょう費補助金	△ 10,378	橋梁長寿命化修繕計画事業補助金 120 社会資本整備総合交付金 △10,498 農芸公園通り改良舗装事業
目 5. 教育費国庫補助金	83,645	2,213	85,858			
				1. 小学校費補助金	929	特定防衛施設周辺整備調整交付金 929 各小学校新入学児童用備品整備事業
				2. 中学校費補助金	1,284	特定防衛施設周辺整備調整交付金 1,284 各中学校新入学生徒用備品整備事業
項 3. 委託金	70,412	△ 2,974	67,438			
目 3. 土木費委託金	69,038	△ 2,974	66,064			
				1. 河川費委託金	△ 2,974	障害防止対策事業委託金 △2,974
款15. 道支出金	350,364	723	351,087			
項 1. 道負担金	94,363	△ 17	94,346			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
目 1.　民生費道負担金	93,897	△ 17	93,880			
				1. 社会福祉費負担金	△ 202	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △202
				2. 児童福祉費負担金	185	子どものための教育・保育給付費負担金 185
項 2.　道補助金	240,708	740	241,448			
目 1.　総務費道補助金	14,879	740	15,619			
				1. 総務管理費補助金	740	総務管理費補助金 740 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
款16.　財産収入	73,696	△ 492	73,204			
項 2.　財産売払収入	19,012	△ 492	18,520			
目 2.　物品売払収入	11,078	△ 492	10,586			
				1. 物品売払収入	△ 492	神田日勝記念美術館物品売払収入 △492
款17.　寄附金	122,212	1,199	123,411			
項 1.　寄附金	122,212	1,199	123,411			
目 2.　総務費寄附金	1,100	200	1,300			
				1. 総務管理費寄附金	200	総務管理費寄附金 200
目 3.　民生費寄附金	51	999	1,050			

				1. 社会福祉費寄附金	999	社会福祉費寄附金	999
款19. 繰越金	40,000	167,075	207,075				
項 1. 繰越金	40,000	167,075	207,075				
目 1. 繰越金	40,000	167,075	207,075				
				1. 前年度繰越金	167,075	前年度繰越金	167,075
款21. 町債	595,569	8,500	604,069				
項 1. 町債	595,569	8,500	604,069				
目 1. 総務債	225,900	8,000	233,900				
				1. 総務管理債	8,000	地方バス路線維持補助事業	8,000
目 6. 土木債	19,100	500	19,600				
				1. 道路橋りょう債	500	橋梁長寿命化修繕事業	500

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 2. 総務費	3,047,660	34,059	3,081,719	14,194	8,000	△ 900	12,765				
項 1. 総務管理費	3,025,507	33,688	3,059,195	14,194	8,000	△ 900	12,394				
目 1. 一般管理費	1,611,801	4,200	1,616,001				4,200				
								1. 報酬	3,500	会計年度任用職員報酬	3,500
								12. 委託料	700	電算関係保守等委託料	700
目 6. 企画振興費	29,085	15,697	44,782		8,000		7,697				
								18. 負担金補助及び交付金	15,697	地方バス路線維持対策補助金	15,697
目 9. 職員厚生費	5,510	60	5,570				60				
								10. 需用費	60	修繕料	60
目10. 公害防災費	9,467	88	9,555				88				
								11. 役務費	88	その他役務費	88
目12. 財政管理費	4,533	△ 687	3,846				△ 687				
								10. 需用費	△ 687	消耗品費	83
										印刷製本費	△770
目13. ライディングパーク費	16,067	△ 70	15,997			△ 900	830				
								7. 報償費	△ 70	講師等謝礼	△30

										記念品費 △40
目15. ジオパーク事業費	6,198	165	6,363				165			
								10. 需用費	165	修繕料 165
目19. 新型コロナ緊急経済対策事業費	1,065,372	14,235	1,079,607	14,194			41			
								1. 報酬	△ 544	会計年度任用職員報酬 △544
								3. 職員手当等	△ 1,798	職員諸手当 △1,798
								4. 共済費	△ 103	社会保険料 △103
								10. 需用費	△ 44	消耗品費 △44
								11. 役務費	△ 137	郵便料・運送料 △4 口座振替手数料 △133
								12. 委託料	△ 50	その他委託料 △50 特別定額給付金管理システム改修業務委託料
								13. 使用料及び賃借料	△ 146	複写機借上料 △146
								17. 備品購入費	749	家具・什器購入費 749
								18. 負担金補助及び交付金	5,908	負担金補助及び交付金 △1,000 新型コロナウイルス感染症対策環境整備補助金 鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給金 6,908

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
								24. 積立金	10,400	鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金積立金 10,400
項 2. 徴税費	6,512	350	6,862				350			
目 1. 賦課徴収費	6,512	350	6,862				350			
								22. 償還金利子及び割引料	350	町税過誤納還付金 350
項 3. 戸籍住民登録費	8,400	21	8,421				21			
目 1. 戸籍住民登録費	8,400	21	8,421				21			
								22. 償還金利子及び割引料	21	返還金 21
款 3. 民生費	680,933	△ 10,449	670,484	470			△ 10,919			
項 1. 社会福祉費	529,257	△ 9,866	519,391	△ 202			△ 9,664			
目 2. 心身障がい者特別対策費	185,957	△ 62	185,895				△ 62			
								8. 旅費	△ 62	普通旅費 △62
目 3. 北海道医療給付事業費	42,711	△ 2,500	40,211				△ 2,500			
								19. 扶助費	△ 2,500	重度心身障害者医療費 △2,500
目 4. 老人福祉費	23,543	△ 230	23,313				△ 230			
								7. 報償費	△ 230	講師等謝礼 △30 記念品費 △200

								10. 需用費	△ 50	消耗品費 △50
								13. 使用料及び賃借料	50	高齢者通院助成乗車券代 50
目 6. 在宅福祉費	109,246	4,251	113,497				4,251			
								27. 繰出金	4,251	介護保険特別会計繰出金 4,251
目 7. 後期高齢者医療費	75,480	△ 11,325	64,155	△ 202			△ 11,123			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 10,393	療養給付費負担金 △10,393
								27. 繰出金	△ 932	後期高齢者医療特別会計繰出金 △932
項 2. 児童福祉費	151,476	△ 583	150,893	672			△ 1,255			
目 2. 児童措置費	74,598	△ 126	74,472				△ 126			
								8. 旅費	△ 119	普通旅費 △119
								18. 負担金補助及び交付金	△ 7	障がい児保育担当研修負担金 △7
目 3. こども園費	70,637	△ 457	70,180	672			△ 1,129			
								1. 報酬	△ 1,272	会計年度任用職員報酬 △1,272
								8. 旅費	△ 33	普通旅費 △33
								12. 委託料	858	その他委託料 858
								18. 負担金補助及び交付金	△ 10	地域子育て支援センター研修参加負担金 △5 特別支援研修参加負担金 △5

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 4. 衛生費	465,931	8,649	474,580	6,000			2,649				
項 1. 保健衛生費	408,239	8,649	416,888	6,000			2,649				
目 1. 保健衛生総務費	284,695	9,160	293,855				9,160				
								11. 役務費	400	廃棄物処分料	400
								14. 工事請負費	5,540	単独事業	5,540
										鹿追歯科医院解体工事	
								18. 負担金補助及び交付金	3,220	町立病院運営費補助金	110
										帯広厚生病院運営費補助金	3,110
目 3. 保健指導費	24,690	△ 276	24,414				△ 276				
								18. 負担金補助及び交付金	△ 276	食生活改善地区組織活動補助金	△276
目 4. トリムセンター費	20,501	700	21,201				700				
								10. 需用費	700	修繕料	700
目 5. 環境衛生費	47,340	△ 935	46,405	6,000			△ 6,935				
								14. 工事請負費	△ 935	補助事業	△935
										葬斎場改修工事	
款 5. 農林費	1,282,233	977	1,283,210				977				

項 1. 農業費	1,261,884	977	1,262,861				977			
目 3. 農業開発研究費	6,560	1,600	8,160				1,600			
								10. 需用費	1,600	修繕料 1,600
目 7. 農業用水事業費	235,755	△ 623	235,132				△ 623			
								2. 給料	△ 182	一般職給 △182
								3. 職員手当等	△ 59	職員諸手当 △59
								4. 共済費	△ 203	共済組合負担金（市町村職員共済） △146 追加費用負担金（市町村職員共済） △19 退職手当組合負担金 △36 地方公務員災害補償基金 △2
								10. 需用費	1,900	光熱水費 1,900
								27. 繰出金	△ 2,079	簡易水道特別会計繰出金 △2,079
款 6. 商工費	212,318	700	213,018				700			
項 1. 商工費	212,318	700	213,018				700			
目 1. 商工業振興費	95,560	320	95,880				320			
								18. 負担金補助及び交付金	320	鹿追町マンゴープロジェクトコンソーシアム補助金 320
目 4. 魚族資源保護対策費	17,036	380	17,416				380			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地方債	その他					
								7. 報償費	60	その他報償費	60
								10. 需用費	320	飼料費	320
款 7. 土木費	432,233	△ 18,080	414,153	△ 13,352	500		△ 5,228				
項 1. 道路橋りょう費	262,073	△ 15,822	246,251	△ 10,378	500		△ 5,944				
目 1. 道路維持費	71,820	300	72,120				300				
								10. 需用費	300	修繕料	300
目 2. 道路新設改良費	190,253	△ 16,122	174,131	△ 10,378	500		△ 6,244				
								8. 旅費	△ 111	普通旅費	△111
								10. 需用費	153	消耗品費	153
								12. 委託料	△ 492	調査・設計・監理委託料 クテクウシ橋橋梁解体工事設計業務委託料外	△492
								14. 工事請負費	△ 15,490	補助事業 農芸公園通り改良舗装工事外 単独事業 鹿追北12線舗装工事外	△15,341 △149
								15. 原材料費	△ 192	工事用原材料費	△192

								16. 公有財産購入費	10	土地購入費 10
項 2. 河川費	70,196	△ 2,258	67,938	△ 2,974			716			
目 1. 河川費	70,196	△ 2,258	67,938	△ 2,974			716			
								8. 旅費	△ 165	普通旅費 △165
								12. 委託料	△ 1,643	調査・設計・監理委託料 △1,643 然別川演習場障害防止対策事業(場内砂防工ポンチン川)実施設計業務委託料
								14. 工事請負費	△ 450	補助事業 △450 然別川演習場内砂防工(演習場内１川)整備工事
款 9. 教育費	729,696	4,186	733,882	2,213		△ 2,157	4,130			
項 1. 教育総務費	249,701	△ 2,486	247,215				△ 2,486			
目 3. 教育振興費	137,506	△ 1,485	136,021				△ 1,485			
								12. 委託料	△ 523	教職員健康診断委託料 △523
								18. 負担金補助及び交付金	△ 962	鹿追高等学校協力会補助金 2,104 鹿追高等学校通学費補助金 △3,066
目 5. 共同調理場費	59,762	△ 761	59,001				△ 761			
								1. 報酬	△ 1,358	学校給食運営委員会委員報酬 △58 会計年度任用職員報酬 △1,300

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	△ 900	会計年度任用職員諸手当 △900
								8. 旅費	△ 33	費用弁償 △15 普通旅費 △18
								10. 需用費	1,530	修繕料 1,530
目 6. 自然体験留学事業費	17,137	△ 240	16,897				△ 240			
								1. 報酬	550	会計年度任用職員報酬 550
								3. 職員手当等	△ 480	会計年度任用職員諸手当 △480
								10. 需用費	250	燃料費 250
								12. 委託料	△ 560	生活体験委託料 △560
項 2. 小学校費	162,738	2,000	164,738	929			1,071			
目 1. 学校管理費	162,738	2,000	164,738	929			1,071			
								10. 需用費	2,000	修繕料 2,000
項 3. 中学校費	45,765	4,222	49,987	1,284			2,938			
目 1. 学校管理費	45,765	4,222	49,987	1,284			2,938			
								17. 備品購入費	4,222	図書購入費 4,222
項 4. 社会教育費	215,553	450	216,003			△ 1,657	2,107			

目 3. 図書館費	13,496	450	13,946				450			
								1. 報酬	391	会計年度任用職員報酬 391
								3. 職員手当等	59	会計年度任用職員諸手当 59
目 4. 神田日勝記念美術館費	25,453	0	25,453			△ 1,657	1,657			財源内訳補正
項 5. 保健体育費	55,939	0	55,939			△ 500	500			
目 1. 体育振興費	55,939	0	55,939			△ 500	500			財源内訳補正
款11. 諸支出金	624,472	163,200	787,672			1,199	162,001			
項 1. 基金費	624,472	163,200	787,672			1,199	162,001			
目 1. 基金費	624,472	163,200	787,672			1,199	162,001			
								24. 積立金	163,200	減債基金利子等積立金 162,000 町づくり基金利子等積立金 200 地域福祉基金積立金 1,000

議案第　９３　号

令和２年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和２年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第　４　号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　　６１　千円を追加し、歳入歳出予算の予算の総額を歳入歳出それぞれ　　７９６，６６１　千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		226,495	△386	226,109
	1. 国民健康保険税	226,495	△386	226,109
2. 国庫支出金		1	290	291
	1. 国庫補助金	1	290	291
3. 道支出金		484,115	157	484,272
	1. 道補助金	484,114	157	484,271
歳　入　合　計		796,600	61	796,661

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		15,841	61	15,902
	1. 総務管理費	15,440	61	15,501
歳　出　合　計		796,600	61	796,661

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	226,495	△386	226,109
2. 国庫支出金	1	290	291
3. 道支出金	484,115	157	484,272
歳　入　合　計	796,600	61	796,661

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	15,841	61	15,902	61			
3. 国民健康保険事業費納付金	297,865	0	297,865	386			△386
歳　出　合　計	796,600	61	796,661	447			△386

２．歳　入　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
款 1. 国民健康保険税	226,495	△ 386	226,109				
項 1. 国民健康保険税	226,495	△ 386	226,109				
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	226,463	△ 386	226,077				
				1. 医療給付費分現年課税分	△ 250	医療給付費分現年課税分	△250
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 86	後期高齢者支援金分現年課税分	△86
				3. 介護納付金分現年課税分	△ 50	介護納付金分現年課税分	△50
款 2. 国庫支出金	1	290	291				
項 1. 国庫補助金	1	290	291				
目 1. 災害臨時特例補助金	1	229	230				
				1. 災害臨時特例補助金	229	災害臨時特例補助金	229
目 2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	61	61			本目新設	
				1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	61	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	61
款 3. 道支出金	484,115	157	484,272				
項 1. 道補助金	484,114	157	484,271				
目 1. 保険給付費等交付金	484,114	157	484,271				
				2. 特別交付金	157	特別調整交付金分（市町村分）	157

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	15,841	61	15,902	61						
項 1. 総務管理費	15,440	61	15,501	61						
目 1. 一般管理費	11,037	61	11,098	61						
								12. 委託料	61	一般業務電算委託料外　61
款 3. 国民健康保険事業費納付金	297,865	0	297,865	386			△ 386			
項 1. 医療給付費分	212,413	0	212,413	250			△ 250			
目 1. 一般被保険者医療給付費分	212,413	0	212,413	250			△ 250			財源内訳補正
項 2. 後期高齢者支援金等分	62,327	0	62,327	86			△ 86			
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	62,327	0	62,327	86			△ 86			財源内訳補正
項 3. 介護納付金分	23,125	0	23,125	50			△ 50			
目 1. 介護納付金分	23,125	0	23,125	50			△ 50			財源内訳補正

議 案 第 ９４ 号

令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）

第１条　令和２年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中（５）建設改良事業１有形固定資産購入費「２０，６５６千円」を「２１，２１７千円」に改める。

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収　　入		
第１款　病院事業収益	７４１，３８９千円	１１０千円	７４１，４９９千円
第２項　医業外収益	２５５，９５０千円	１１０千円	２５６，０６０千円
	支　　出		
第１款　病院事業費用	７４１，３８９千円	１１０千円	７４１，４９９千円
第１項　医業費用	７３３，９２１千円	１１０千円	７３４，０３１千円

第４条　予算第４条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「１７，６６２千円」を「１７，９４３千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収	入	
第１款　資本的収入	４７，７６７千円	２８０千円	４８，０４７千円
第３項　補助金	１，９６６千円	２８０千円	２，２４６千円
	支	出	
第１款　資本的支出	６５，４２９千円	５６１千円	６５，９９０千円
第１項　建設改良費	２２，３７８千円	５６１千円	２２，９３９千円

第５条　予算第７条中他会計補助金「２４４，７０２千円」を「２４４，８１２千円」に改める。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

令和２年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収　　入

単位　千円

款	項	目	予　定　額	補　正　額	計	説　　明
1 病院事業収益			741,389	110	741,499	
	2 医業外収益		255,950	110	256,060	
		3 他会計補助金	241,952	110	242,062	病院運営費補助金 110 千円追加

支　　出

単位　千円

款	項	目	予　定　額	補　正　額	計	説　　明
1 病院事業費用			741,389	110	741,499	
	1 医業費用		733,921	110	734,031	
		3 経費	112,075	110	112,185	医療システム院外処方箋対応改修委託料 110 千円追加

資本的収入及び支出

収　　入

単位　千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1資本的収入			47,767	280	48,047	
	3補助金		1,966	280	2,246	
		1補助金	1,966	280	2,246	医療提供体制設備整備交付金 280 千円追加

支　　出

単位　千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1資本的支出			65,429	561	65,990	
	1建設改良費		22,378	561	22,939	
		1有形固定資産購入費	20,656	561	21,217	オンライン資格認証システム導入費 561 千円追加

議案第　９５　号

令和２年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第３号）

令和２年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１２２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　２９２，１０４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3.繰入金		54,331	△2,079	52,252
	1.他会計繰入金	54,331	△2,079	52,252
4.繰越金		1,000	2,201	3,201
	1.繰越金	1,000	2,201	3,201
歳　入　合　計		291,982	122	292,104

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		216,245	122	216,367
	1. 水道総務費	19,601	△3,258	16,343
	2. 水道施設費	196,644	3,380	200,024
歳　出　合　計		291,982	122	292,104

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3.繰入金	54,331	△2,079	52,252
4.繰越金	1,000	2,201	3,201
歳　入　合　計	291,982	122	292,104

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	216,245	122	216,367			△2,079	2,201
歳　出　合　計	291,982	122	292,104			△2,079	2,201

２．歳　入　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
款 3. 繰入金	54,331	△ 2,079	52,252			
項 1. 他会計繰入金	54,331	△ 2,079	52,252			
目 1. 一般会計繰入金	54,331	△ 2,079	52,252			
				1. 一般会計繰入金	△ 2,079	一般会計繰入金 △2,079
款 4. 繰越金	1,000	2,201	3,201			
項 1. 繰越金	1,000	2,201	3,201			
目 1. 繰越金	1,000	2,201	3,201			
				1. 前年度繰越金	2,201	前年度繰越金 2,201

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 事業費	216,245	122	216,367			△ 2,079	2,201			
項 1. 水道総務費	19,601	△ 3,258	16,343				△ 3,258			
目 1. 一般管理費	19,601	△ 3,258	16,343				△ 3,258			
								2. 給料	△ 1,701	一般職給　△1,701
								3. 職員手当等	△ 699	職員諸手当　△699
								4. 共済費	△ 858	福祉協会負担金　△1
										共済組合負担金（市町村職員共済）　△464
										追加費用負担金（市町村職員共済）　△36
										退職手当組合負担金　△356
										地方公務員災害補償基金　△1
項 2. 水道施設費	196,644	3,380	200,024			△ 2,079	5,459			
目 1. 施設管理費	196,644	3,380	200,024			△ 2,079	5,459			
								10. 需用費	3,000	修繕料　3,000
								12. 委託料	380	公共施設管理委託料　380

議案第　９６　号

令和２年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第３号）

令和２年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　４，１００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　２３０，９６４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1,000	4,100	5,100
	1. 繰越金	1,000	4,100	5,100
歳　入　合　計		226,864	4,100	230,964

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		54,878	1,900	56,778
	2. 施設管理費	50,732	1,900	52,632
2. 事業費		63,890	2,200	66,090
	1. 事業費	63,890	2,200	66,090
歳　出　合　計		226,864	4,100	230,964

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5.繰越金	1,000	4,100	5,100
歳　入　合　計	226,864	4,100	230,964

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	54,878	1,900	56,778				1,900
2. 事業費	63,890	2,200	66,090				2,200
歳　出　合　計	226,864	4,100	230,964				4,100

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
款 5. 繰越金	1,000	4,100	5,100			
項 1. 繰越金	1,000	4,100	5,100			
目 1. 繰越金	1,000	4,100	5,100			
				1. 前年度繰越金	4,100	前年度繰越金　4,100

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 管理費	54,878	1,900	56,778				1,900			
項 2. 施設管理費	50,732	1,900	52,632				1,900			
目 2. 農業集落排水施設管理費	44,169	1,900	46,069				1,900			
								14. 工事請負費	1,900	単独事業　1,900 公共桝新設工事
款 2. 事業費	63,890	2,200	66,090				2,200			
項 1. 事業費	63,890	2,200	66,090				2,200			
目 3. 個別排水処理施設整備事業費	52,564	2,200	54,764				2,200			
								10. 需用費	2,200	修繕料　2,200

議案第　９７　号

令和２年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第４号)

令和２年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　３９，３３１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　　５５０，２１３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		110,400	9,251	119,651
	1. 介護保険料	110,400	9,251	119,651
2. 国庫支出金		112,887	8,728	121,615
	1. 国庫負担金	76,660	5,337	81,997
	2. 国庫補助金	36,227	3,391	39,618
3. 道支出金		77,220	4,937	82,157
	1. 道負担金	73,073	4,906	77,979
	3. 道補助金	4,146	31	4,177
4. 支払基金交付金		126,916	10,829	137,745
	1. 支払基金交付金	126,916	10,829	137,745
6. 繰入金		81,307	4,251	85,558
	1. 一般会計繰入金	81,306	4,251	85,557
7. 繰越金		374	1,335	1,709
	1. 繰越金	374	1,335	1,709
歳　入　合　計		510,882	39,331	550,213

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		13,635	561	14,196
	1. 総務管理費	8,514	561	9,075
2. 保険給付費		460,743	31,517	492,260
	1. 介護サービス等諸費	406,797	23,639	430,436
	2. 高額介護サービス等費	11,520	2,334	13,854
	3. 特定入所者介護サービス等費	42,426	5,544	47,970
3. 地域支援事業費		26,584	244	26,828
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,408	244	2,652
6. 諸支出金		8,904	7,009	15,913
	1. 償還金及び還付加算金	8,904	7,009	15,913
歳　出　合　計		510,882	39,331	550,213

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	110,400	9,251	119,651
2. 国庫支出金	112,887	8,728	121,615
3. 道支出金	77,220	4,937	82,157
4. 支払基金交付金	126,916	10,829	137,745
6. 繰入金	81,307	4,251	85,558
7. 繰越金	374	1,335	1,709
歳　入　合　計	510,882	39,331	550,213

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	13,635	561	14,196	280		281	
2. 保険給付費	460,743	31,517	492,260	12,134		14,702	4,681
3. 地域支援事業費	26,584	244	26,828	1,251		97	△1,104
6. 諸支出金	8,904	7,009	15,913				7,009
歳　出　合　計	510,882	39,331	550,213	13,665		15,080	10,586

２．歳　入　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
款 1. 介護保険料	110,400	9,251	119,651				
項 1. 介護保険料	110,400	9,251	119,651				
目 1. 第１号被保険者保険料	110,400	9,251	119,651				
				1. 現年度分	9,251	現年度分	9,251
款 2. 国庫支出金	112,887	8,728	121,615				
項 1. 国庫負担金	76,660	5,337	81,997				
目 1. 介護給付費負担金	76,660	5,337	81,997				
				1. 現年度分	5,337	法定負担金	5,337
項 2. 国庫補助金	36,227	3,391	39,618				
目 1. 調整交付金	27,642	1,891	29,533				
				1. 現年度分調整交付金	1,891	財政調整交付金	1,891
目 2. 地域支援事業交付金　（介護予防・日常生活支援）	2,338	61	2,399				
				1. 現年度分	61	法定負担金	61
目 4. 保険者機能強化推進交付金	291	431	722				
				1. 保険者機能強化推進交付金	431	保険者機能強化推進交付金	431
目 5. 介護保険保険者努力支援交付金	0	728	728			本目新設	

				1. 介護保険保険者努力支援交付金	728	介護保険保険者努力支援交付金	728
目 6. 介護保険事業費補助金	0	280	280			本目新設	
				1. 介護保険事業費補助金	280	介護保険事業費補助金	280
款 3. 道支出金	77,220	4,937	82,157				
項 1. 道負担金	73,073	4,906	77,979				
目 1. 介護給付費負担金	73,073	4,906	77,979				
				1. 現年度分	4,906	法定負担金	4,906
項 3. 道補助金	4,146	31	4,177				
目 1. 地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援）	1,169	31	1,200				
				1. 現年度分	31	法定負担金	31
款 4. 支払基金交付金	126,916	10,829	137,745				
項 1. 支払基金交付金	126,916	10,829	137,745				
目 1. 介護給付費交付金	124,394	10,763	135,157				
				1. 現年度分	8,510	法定負担金	8,510
				2. 過年度分	2,253	法定負担金	2,253
目 2. 地域支援事業交付金	2,522	66	2,588				
				1. 現年度分	66	法定負担金	66

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
款 6. 繰入金	81,307	4,251	85,558				
項 1. 一般会計繰入金	81,306	4,251	85,557				
目 1. 介護給付費繰入金	57,591	3,939	61,530				
				1. 現年度分	3,939	法定繰入金	3,939
目 2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）	1,169	31	1,200				
				1. 現年度分	31	法定繰入金	31
目 4. その他一般会計繰入金	14,650	281	14,931				
				2. 事務費繰入金	281	一般会計繰入金	281
款 7. 繰越金	374	1,335	1,709				
項 1. 繰越金	374	1,335	1,709				
目 1. 繰越金	374	1,335	1,709				
				1. 前年度繰越金	1,335	前年度繰越金	1,335

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	13,635	561	14,196	280		281				
項 1. 総務管理費	8,514	561	9,075	280		281				
目 1. 一般管理費	8,514	561	9,075	280		281				
								18. 負担金補助及び交付金	561	北海道町村会負担金（電算関係） 561
款 2. 保険給付費	460,743	31,517	492,260	12,134		14,702	4,681			
項 1. 介護サービス等諸費	406,797	23,639	430,436	9,101		11,590	2,948			
目 1. 居宅介護サービス給付費	77,465	0	77,465			2,253	△ 2,253			
目 3. 施設介護サービス給付費	265,628	15,107	280,735	5,816		5,967	3,324			
								18. 負担金補助及び交付金	15,107	施設介護サービス給付費 15,107
目 8. 地域密着型サービス給付費	47,755	8,532	56,287	3,285		3,370	1,877			
								18. 負担金補助及び交付金	8,532	地域密着型サービス給付費 8,532
項 2. 高額介護サービス等費	11,520	2,334	13,854	899		922	513			
目 1. 高額介護サービス等費	11,520	2,334	13,854	899		922	513			
								18. 負担金補助及び交付金	2,334	高額介護サービス費 2,334
項 3. 特定入所者介護サービス等費	42,426	5,544	47,970	2,134		2,190	1,220			
目 1. 特定入所者介護サービス等費	42,426	5,544	47,970	2,134		2,190	1,220			

								18. 負担金補助及び交付金	5,544	特定入所者介護サービス費 5,544
款 3. 地域支援事業費	26,584	244	26,828	1,251		97	△ 1,104			
項 1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,408	244	2,652	92		97	55			
目 1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,356	244	2,600	92		97	55			
								18. 負担金補助及び交付金	244	介護予防・生活支援サービス給付費 244
項 2. 一般介護予防事業費	7,688	0	7,688	632			△ 632			
目 1. 一般介護予防事業費	7,688	0	7,688	632			△ 632			財源内訳補正
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	16,488	0	16,488	527			△ 527			
目 3. 生活支援体制整備事業費	5,191	0	5,191	527			△ 527			財源内訳補正
款 6. 諸支出金	8,904	7,009	15,913				7,009			
項 1. 償還金及び還付加算金	8,904	7,009	15,913				7,009			
目 1. 第１号被保険者保険料還付金	80	31	111				31			
								22. 償還金利子及び割引料	31	還付金 31
目 2. 償還金	8,823	6,978	15,801				6,978			
								22. 償還金利子及び割引料	6,978	返還金 6,978

議案第　９８　号

令和２年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)

令和２年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第　１　号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　　９１６　千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　　８９，５５６　千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１２月９日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		21,714	△932	20,782
	1. 他会計繰入金	21,714	△932	20,782
5. 国庫支出金		0	16	16
	1. 国庫補助金	0	16	16
歳　入　合　計		90,472	△916	89,556

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		471	83	554
	1. 総務管理費	220	83	303
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		89,426	△999	88,427
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	89,426	△999	88,427
歳　出　合　計		90,472	△916	89,556

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2.繰入金	21,714	△932	20,782
5.国庫支出金	0	16	16
歳　入　合　計	90,472	△916	89,556

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	471	83	554	16		67	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	89,426	△999	88,427			△999	
歳　出　合　計	90,472	△916	89,556	16		△932	

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
款 2. 繰入金	21,714	△ 932	20,782			
項 1. 他会計繰入金	21,714	△ 932	20,782			
目 1. 一般会計繰入金	21,714	△ 932	20,782			
				1. 保険基盤安定繰入金	△ 269	保険基盤安定繰入金　△269
				2. その他一般会計繰入金	△ 663	その他一般会計繰入金　△663
款 5. 国庫支出金	0	16	16			本款新設
項 1. 国庫補助金	0	16	16			本項新設
目 1. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	16	16			本目新設
				1. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	16	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金　16

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	471	83	554	16		67				
項 1. 総務管理費	220	83	303	16		67				
目 1. 一般管理費	220	83	303	16		67				
								18. 負担金補助及び交付金	83	北海道自治体情報システム協議会負担金　83
款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金	89,426	△ 999	88,427			△ 999				
項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金	89,426	△ 999	88,427			△ 999				
目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金	89,426	△ 999	88,427			△ 999				
								18. 負担金補助及び交付金	△ 999	後期高齢者医療広域連合納付金　△999

議案第　９９　号

鹿追町道路線の廃止について

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過通路
１０９９	南町２丁目通り	南町２丁目２７番地 南町２丁目３２番地	南町地内

議案第　１００　号

鹿追町道路線の認定について

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過通路
１０９９	南町２丁目通り	南町２丁目２１番地先 南町２丁目５９番地先	南町地内

議案第　１０１　号

鹿追町道路線の認定について

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜 井　知 己

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過通路
３１２７	笹川北８線南通り	笹川北８線１０番地先 笹川北８線１０番地先	笹川地内

議案第　１０２　号

十勝圏複合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和２年１２月９日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第３条の表⑹ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中、「音更町」の次に「、鹿追町、新得町」を加える。

附　則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。